

地域集会所の指定管理者の指定について

1 施設の名称

地域集会所（立川集会所外18施設）

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

3 指定管理者とする団体

（1）名称

一般財団法人墨田まちづくり公社

（2）所在地

東京都墨田区京島一丁目38番11号

（3）代表者氏名

理事長 山本 亨

（4）沿革

昭和57年8月 法人設立

（5）事業の実績（自治体からの受託運営）

本区での実績

平成18年度～

墨田区地域集会所指定管理者

平成18年度～令和2年度

墨田区地区会館指定管理者

4 選定経過及び選定理由

（1）募集内容

指定管理者の選定に当たっては、「指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第2条第2号及び第3号に規定する公募しないこととする特別な事情に該当している。

また、現指定管理者は、施設の管理運営状況において、主管部検討部会での評価を踏まえ、墨田区指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審議した結果、区が定める水準を充たしている。

以上のことから、公募によらず、現指定管理者を指名した。

指定管理者の指定の手続等に関する要綱（抄）

（公募によらない指定管理者の指定）

第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別な事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

(2) 施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行う必要がある場合

(3) 指定管理者となり得る適格な事業者が他に存在しない場合

（2）選定経過

選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た現指定管理者について、申請書類等に基づき、評価項目である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

（3）選定理由

審査の結果、現指定管理者は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、地域集会所の設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

（1）管理運営の方針

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例及び同施行規則等を遵守し、利用者への公正・公平な扱いを旨とした管理運営を実施する。

また、地域住民の連帯を基盤とした自治活動を振興し、協治（ガバナンス）の考えに基づいた住民主体による地域住民の活動の場となるよう、管理運営協議会と協働で施設の管理運営を行う。

(2) 主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 業平三丁目集会所トレーニング室において、利用者ごとの個人メニューとプログラムの作成を実施する。
- (イ) 現在2か所の地域集会所において実施している午後利用区分の2分割について、利用者の意見を参考にしてさらに他の地域集会所においても実施を推進する。
- (ウ) 地域集会所をコミュニティ醸成の核として、地域住民主体でコミュニティの形成及び発展を図るよう、管理運営協議会と協働による施設運営を行う。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- (ア) 指定管理料（提案額）：28,318,000円
- (イ) 地域集会所の予約状況について、利用時間区分別に公表し、月2回ずつ更新する。
- (ウ) 区の事業実施（高齢者福祉事業等）による地域集会所の利用を積極的に働きかける。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- (ア) 管理運営協議会に対して「墨田区地域集会所管理運営協議会手引き」を配布のもと、業務能力と利用者サービスの向上に資するようフォローを行う。
- (イ) 個人情報保護及び情報公開については、区の条例等に準じた公社の規程を遵守し、適切に対応する。

【参考】現指定管理者による施設の管理運営状況

(1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------------------|----------|----------|----------|
| 利用件数 | 7,366件 | 6,723件 | - |
| 諸室利用者数 | 139,396人 | 131,980人 | - |
| 業平三丁目集会所 トレーニング室 利用者数 | 6,188人 | 5,848人 | - |
| 指定管理料 | 26,495千円 | 26,922千円 | 25,831千円 |
| 利用料金収入 | 19,049千円 | 17,599千円 | - |

(2) 施設の管理運営状況に関する評価

ア 業務運営

- (ア) 地元の町会等から構成される管理運営協議会と良好な関係を維持し、円滑に業務を運営している。
- (イ) 平成29年度から施設の空き状況をホームページに掲載しており、この間、更新頻度を増やす、利用区分ごとに掲載する等の改善を行っている。

イ 運営体制・管理体制

- (ア) 危機管理マニュアルと緊急連絡網を整備し、職員と関係者に周知している。
- (イ) 現場で簡易な修繕ができるように職員研修を実施している。

審査結果

9名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

| 評価項目（配点） | 得点 |
|--|---------------------|
| | 一般財団法人 墨田まちづくり公社 |
| 1 利用者サービスの向上（38点×9人＝342点） | 221点 |
| 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか （7点×9人＝63点） | 41点 |
| 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか （8点×9人＝72点） | 48点 |
| 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か （8点×9人＝72点） | 50点 |
| 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか （7点×9人＝63点） | 38点 |
| 地域コミュニティ活動の活性化に繋がるような独自の提案があるか （8点×9人＝72点） | 44点 |
| 2 効率的・効果的な施設の運営（36点×9人＝324点） | 210点 |
| 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか （7点×9人＝63点） | 40点 |
| 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか （7点×9人＝63点） | 38点 |
| 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか （8点×9人＝72点） | 51点 |
| 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか （6点×9人＝54点） | 35点 |
| 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か （8点×9人＝72点） | 46点 |
| 3 事業計画の遂行能力（26点×9人＝234点） | 145点 |
| 経営状況及び財政基盤は安定しているか （4点×9人＝36点） | 22点 |
| 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か （6点×9人＝54点） | 34点 |
| 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か （6点×9人＝54点） | 35点 |
| 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか （4点×9人＝36点） | 21点 |
| 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か （6点×9人＝54点） | 33点 |
| 合計（100点×9人＝900点） | 576点 |